

平成 1 8 年 1 2 月 6 日

平成 1 8 年第 4 回岬町議会定例会

第 2 日会議録

平成18年第4回(12月)岬町議会定例会第2日会議録

平成18年12月6日(水)午前10時02分開議

場 所 岬町役場議場

出席議員 次のとおり13名であります。

1番 川 端 啓 子	3番 和 田 博 之	5番 奥 野 学
6番 中 原 晶	7番 辻 下 正 純	8番 竹 内 邦 博
9番 出 口 実	10番 反 保 多喜男	11番 岡 本 重 樹
12番 和 田 勝 弘	14番 福 田 収	15番 谷 本 貢
16番 田 島 乾 正	17番 (欠員)	

欠席議員 次のとおり2名であります。

2番 鍛 治 末 雄	13番 鳥谷部 昭
------------	-----------

欠 員 1名
傍 聴 6名

地方自治法第121条の規定により本会に出席を求めた者は次のとおりであります。

町 長 石 田 正 弘	助 役 平 徹 也
教 育 長 田 中 繁 樹	総 務 部 長 中 口 守 可
総 務 部 理 事 嶋 本 良 二	総 務 部 理 事 古 田 正
総 務 部 副 理 事 兼 総 務 法 制 課 長 南 康 明	企 画 部 長 竹 本 靖 典
住 民 部 長 白 井 保 二	住 民 部 副 理 事 兼 住 民 生 活 課 長 岡 本 茂
福 祉 部 長 芦 田 貴 志 雄	事 業 部 長 松 永 英 三
事 業 部 理 事 藏 ヶ 崎 龍 男	上 下 水 道 部 長 末 原 光 喜
教 育 部 長 岡 田 耕 治	教 育 部 副 理 事 兼 生 涯 学 習 課 長 淵 原 義 仁

教育部副理事 兼青セ文セ所長	一本稔明	教育部副理事 兼淡輪公民館長	入口博行
総務部危機管理課長	亀崎義夫	総務部 行財政改革課長	四至本直秀
企画部企画人事課長	保井太郎	住民部保険年金課長	谷下芳文

本会の書記は次のとおりであります。

議会事務局長	辻下一博	議会事務局主幹 兼議会係長	竹下雅樹
--------	------	------------------	------

議事日程

- | | | |
|------|---------|-------------------------------------|
| 日程1 | 議案第106号 | 専決処分の承認を求める件（平成18年度岬町一般会計補正予算（第3次）） |
| 日程2 | 議案第107号 | 平成18年度岬町一般会計補正予算（第4次）の件 |
| 日程3 | 議案第108号 | 平成18年度岬町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第2次）の件 |
| 日程4 | 議案第109号 | 平成18年度岬町国民健康保険特別会計補正予算（第3次）の件 |
| 日程5 | 議案第110号 | 平成18年度岬町下水道事業特別会計補正予算（第1次）の件 |
| 日程6 | 議案第111号 | 平成18年度岬町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1次）の件 |
| 日程7 | 議案第112号 | 平成18年度岬町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第2次）の件 |
| 日程8 | 議案第113号 | 平成18年度岬町淡輪財産区特別会計補正予算（第2次）の件 |
| 日程9 | 議案第114号 | 平成18年度岬町深日財産区特別会計補正予算（第2次）の件 |
| 日程10 | 議案第115号 | 平成18年度岬町多奈川財産区特別会計補正予算（第3次）の件 |
| 日程11 | 議案第116号 | 平成18年度岬町谷川財産区特別会計補正予算（第2次）の件 |
| 日程12 | 議案第117号 | 平成18年度岬町水道事業会計補正予算（第2次）の件 |
| 日程13 | 議案第118号 | 岬町淡輪火葬場の指定管理者の指定の件 |
| 日程14 | 議案第119号 | 南大阪湾岸南部流域下水道組合規約の変更に係る協議の件 |
| 日程15 | 議案第120号 | 阪南岬消防組合規約の変更に係る協議の件 |

- 日程16 議案第121号 大阪府後期高齢者医療広域連合の設置に係る協議の件
- 日程17 議案第122号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する件
- 日程18 議案第123号 岬町基金条例の一部を改正する件
- 日程19 議案第124号 岬町廃棄物の減量化及び適正処理等の推進に関する条例の一部を改正する件
- 日程20 議案第125号 岬町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する件
- 日程21 議案第126号 岬町消防賞じゅつ金支給条例の一部を改正する件
- 日程22 議案第127号 岬町立幼稚園条例の一部を改正する件
- 日程23 議案第128号 岬町公民館条例の一部を改正する件
- 日程24 議案第129号 岬町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件
- 日程25 議案第130号 岬町教育委員会委員の任命について同意を求める件

(午前10時02分 開議)

和田博之議長 おはようございます。

ただいまから平成18年第4回岬町議会定例会2日目を開会いたします。

ただいまの時刻、午前10時2分であります。

本日の出席議員は13名であります。欠席者数は2名であります。欠員は1名であります。

出席者数が定足数に達しておりますので、本定例会は成立いたしました。

本定例会には、町長以下の関係職員の出席を求めています。

これより本日の会議を開きます。

和田博之議長 日程1、議案第106号「専決処分の承認を求める件(平成18年度岬町一般会計補正予算(第3次))」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。総務部長、中口守可君。

中口総務部長 日程1、議案第106号、専決処分の承認を求める件につきまして、ご説明いたします。

平成18年度一般会計におきまして、平成18年9月20日に大阪海区漁業調整委員会委員が亡くなったことにより、委員に欠員が生じたため、漁業法第93条により、補欠選挙を行うことが必要となり、大阪海区漁業調整委員会委員補欠選挙執行に係る補正予算を調製し、議会の議決を経る必要が生じましたが、議会を招集するいとまがないため、地方自治法第179条第1項の規定により、平成18年10月24日付で専決処分をさせていただいたものでございます。

それでは、議案書1ページをご参照願います。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ166万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ79億7,739万2,000円とするものでございます。

歳入歳出予算の概要につきまして、ご説明いたします。2ページをご参照願います。

なお、詳細につきましては4ページに記載されておりますので、あわせてご参照願います。

歳入につきましては、府支出金としまして大阪海区漁業調整委員会委員選挙執行委託金を、歳出におきましては、使途といたしまして、大阪海区漁業調整委員会委員補欠選挙執行経費166万9,000円を計上いたしております。

以上が補正内容の概要でございます。よろしくご審議の上、議決賜りますよう、お願い申し上げます。

なお、この執行に当たっては選挙が行われなかったため、未執行ということになっております。以上です。

先ほどの未執行を訂正しておきたいと思います。未執行と言いましたが、手続はしたんですけども、選挙がなかったということでございます。

以上です。

再度訂正させていただきます。先ほど言った内容でございますが、定足数の委員が選出されましたので、選挙は執行しなかったということでございます。

以上です。

和田博之議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。和田勝弘議員。

和田勝弘議員 この予算についてというんですか、これはいいんですけど。この委員の定数というんですか、大阪海区のこの定数が何名になっているかが1点と、これは1名で補欠選挙になったと思うんですが、その点について、もう一度、補欠選挙は何名が欠員になったらするのか。多分1名と思うんですけど、その点、もう1点と、この補欠選挙は、欠員になってから何日以内にやっているのか。それと、選挙を執行したのかしないのかというのは、今説明がありましたように、選挙はなかったということでございますので、いいです。

有権者数というんですか、選挙になった場合には、有権者数が何名になるのかということ、この4点ですか、ちょっとお聞かせください。

和田博之議長 中口総務部長。

中口総務部長 和田議員の質問にお答えさせていただきます。

海区漁業調整委員会ということで、漁業法第85条に、まず、指定海区というのが定められております。その中で、大阪海区が一つの指定海区となっております。漁民委員ということで、指定海区では、大阪海区では6名というのが定数になっております。ちなみに、今現在、岬町の関係者で淡輪漁業組合長の方が海区1名、選出されております。

次に、補欠選挙の事由でございますが、漁民委員が死亡または退職し、または選挙権の喪失により失職したとき、海区漁業調整委員会の漁民委員に欠員を生じた場合において、繰り上げ補充によって当選人を定めることができないとき、または繰り上げ補充によって当選人を定めても、なおその数が不足するときは、その欠員を補充するため、補欠選挙を行うという定めになっております。

ただし、補欠選挙は、漁民委員の欠員が漁民委員の任期満了前2カ月以内に生じ、漁民委員の

欠員数が当選数の不足数と合わせて2人以下のときは行わないということになっております。

なお、漁民数については、再度、資料が手に入り次第、報告させていただきます。

以上です。

和田博之議長 あと、漁民数、有権者数。少々待っていただけますか。

和田勝弘議員 後でも構へん。

和田博之議長 有権者数というのは、すぐに手元に資料ないようでありますから。

ほかの質問をお受けしたいと思います。

有権者数につきましては、後ほどするという事です。

ほか。和田勝弘議員。

和田勝弘議員 1点だけ。選挙はなかったということで、この専決処分の予算ですが、この予算、166万9,000円ですか、一応予算出てるんですけど、これはどういうふうになるんですかな。費用は要らなかったということで、減額となると思うんですけど、この減額は、いつというんか、どのようにして減額するんか、その点、もう1点だけ。

和田博之議長 中口総務部長。

中口総務部長 和田議員の質問でございますが、速やかに近い議会で補正予算を計上いたしたいというように思っております。

以上です。

和田博之議長 わかりましたか、南副理事。有権者数につきまして、南副理事の方から。

南総務部副理事兼総務法制課長 海区の有権者数について申し上げます。男子が219名、女子が200名、合計419名です。基準日につきましては、平成17年12月5日でございます。

以上です。

和田博之議長 よろしいですか。

和田勝弘議員 はい。

和田博之議長 ほか質疑ございませんか。中原議員。

中原 晶議員 先ほど、中口総務部長の方から、定数が6名とおっしゃいましたでしょうか。ちょっと事前にお聞きしたところで、定数が10名というふうに聞いたんですけども、どちらが正確なのか、お答えいただけますか。

和田博之議長 中口部長。

中口総務部長 中原議員の質問でございますが、漁民委員として、指定海区では6人ということで、他に委員としましては、学識経験委員が3名、公益代表委員として1名、合計として10名

です。先ほど、選挙に係る定数といたしましては6人ということでございます。

以上です。

和田博之議長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

和田博之議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

和田博之議長 反対討論・賛成討論ともになしと認めます。

これより議案第106号「専決処分の承認を求める件(平成18年度岬町一般会計補正予算(第3次))」を起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

和田博之議長 満場一致であります。よって、議案第106号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

和田博之議長 日程2、議案第107号「平成18年度岬町一般会計補正予算(第4次)の件」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。総務部長、中口守可君。

中口総務部長 日程2、議案第107号、平成18年度岬町一般会計補正予算(第4次)の件につきまして、ご説明いたします。

本町の財政は非常に厳しい状況にあり、国の三位一体の改革に伴う交付金、補助金制度の見直しや、地価の下落などによる町税収入の落ち込みによる歳入の減少、また、歳出面では、公債費の増加等による多額の財源不足が予想されることから、今般の補正予算につきましても、給与構造改革並びに人事異動による人件費のそごの調整及び緊急性の高い経費などを中心として編成いたしております。

それでは、議案書の1ページをご参照願います。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,767万3,000円を追加しまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ80億1,506万5,000円とするものでございます。

歳入予算の概要につきましてご説明いたします。2ページをご参照願います。

なお、詳細につきましては9ページに記載されておりますので、あわせてご参照願います。

まず、町税につきましては、町民税個人所得割2,734万6,000円を計上いたしております。

国庫支出金につきましては、幼稚園就園奨励費補助金11万2,000円を計上いたしております。

府支出金につきましては、ひとり親家庭医療費公費負担助成事業補助金44万9,000円、重度障害者(児)医療費公費負担助成事業補助金57万1,000円、大阪府安全なまちづくり地域活動支援事業補助金10万円の計112万円を計上いたしております。

寄附金につきましては、中学校費寄附金5万円を計上いたしております。

繰入金につきましては、深日財産区特別会計繰入金としまして、深日墓地にごみ置き場の設置を目的として15万8,000円、多奈川財産区特別会計繰入金としまして、多奈川共有地のり面整備工事などを目的として932万5,000円、淡輪財産区特別会計繰入金としまして、淡輪6区集会所通路改修を目的として119万8,000円、各財産区を合わせまして1,068万1,000円を計上いたしております。

諸収入につきましては、大阪府市町村振興協会助成金としまして36万4,000円、宝くじ助成金500万円の計536万4,000円を計上し、宝くじ助成金及び泉州振興基金を海釣り公園整備事業において、一般財源より振りかえ充当しておるところでございます。

町債につきましては、行政改革推進債としまして、海釣り公園整備事業における泉州振興基金の振りかえにより700万円を減額計上いたしております。

次に、歳出予算の概要につきまして説明いたします。3ページと4ページをご参照願います。

なお、詳細につきましては、11ページ以降に記載されておりますので、あわせてご参照願います。

本補正予算につきましては、先ほど説明いたしました給与構造改革における人事院の給与見直し勧告などの調整を行っておりますが、給与構造改革等の経費は、各費目に計上いたしている関係上、以後の説明につきましては省略させていただきますので、よろしく願いいたします。

まず、議会費につきましては、人件費のみの減額を計上いたしております。

総務費につきましては、2,495万3,000円を計上いたしております。給与構造改革等による人件費のほか財産管理費としまして、公害監視センター修繕料として46万9,000円、同センターによるエアコンにコインタイマーを設置するため備品購入費に8万4,000円、多奈川財産区特別会計繰入金に係る朝日地区のり面整備ほか2件の普通財産管理工事費として91

4万7,000円、同じく多奈川財産区特別会計繰入金に係る東公民館駐車場外さく補修17万8,000円、淡輪財産区特別会計繰入金に係る6区集会所通路改修に119万8,000円の合わせまして137万6,000円を集会所改修工事として計上いたしております。

民生費につきましては、2,249万3,000円を計上いたしております。給与構造改革等による人件費ほか給与構造改革等による国民健康保険特別会計繰出金334万8,000円、介護保険特別会計繰出金234万7,000円をそれぞれ減額計上しまして、大阪府後期高齢者医療広域連合負担金86万7,000円、身障医療費114万4,000円、ひとり親医療助成費に係る経費の90万1,000円を計上いたしております。

衛生費につきましては75万9,000円を減額計上しております。給与構造改革等による人件費のほか、深日墓地内ごみ置き場設置工事15万8,000円、ごみ分別ポスターの作成・配布に係る経費22万円を計上いたしております。

農林水産業費につきましては、247万9,000円を減額計上いたしております。給与構造改革等による人件費のほか給与構造改革等による漁業集落排水事業特別会計繰出金12万2,000円、林道改修工事126万6,000円を計上いたしております。

商工費につきましては、3,650万8,000円を計上いたしております。給与構造改革等による人件費のほか海釣り公園整備事業に係る経費3,458万円を計上いたしております。

土木費につきましては、2,996万9,000円を減額計上いたしております。給与構造改革等による人件費のほか外灯修繕料92万5,000円を計上し、給与構造改革等により下水道事業特別会計繰出金1,478万2,000円を減額計上いたしております。

消防費につきましては、49万5,000円を計上いたしております。消防団員経費としまして、5万2,000円を報酬より報償費への支出科目を更正し、日本消防協会による優良団体として、当町の表彰確定に伴う旅費13万1,000円、防災情報充実強化事業負担金36万4,000円を計上いたしております。

教育費につきましては、1,124万7,000円を減額計上いたしております。給与構造改革等による人件費ほか幼稚園就園奨励補助金41万9,000円、指定寄附に伴う中学校図書購入5万円、要保護・準要保護生徒の各扶助費41万3,000円、成人祭に係る経費及び安全対策啓発用物品14万5,000円、淡輪公民館畳入れかえ経費79万1,000円、岬町体育協会40周年大会経費1万5,000円、中学校給食調理場等の修繕料30万7,000円を計上いたしております。

次に、5ページをご参照願います。

債務負担行為の補正につきましては、地域交流センター整備事業、特定交通安全施設等整備事業の追加に係る期間限度額の補正を行うもので、期間はともに平成19年度、限度額は、地域交流センター整備事業が4,870万円、特定交通安全施設等整備事業が2,500万円を追加するものでございます。

次に、6ページをご参照願います。

地方債の補正につきましては、行政改革推進債の変更に係る補正を行うもので、限度額1,400万円を700万円に変更するものでございます。

以上が補正予算の概要でございます。

なお、総務文教委員会並びに事業民生委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますよう、お願い申し上げます。

和田博之議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、総務文教、事業民生の各常任委員会に付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

和田博之議長 異議なしと認めます。

それでは、大綱的質疑を受けます。質疑ございませんか。田島議員。

田島乾正議員 本来なら、各担当常任委員会に付託するんですけど、私、事業民生委員ですので、総務の部分について、1点だけ確認したいと思います。

きのうの私の一般質問の中の教育委員会の問題について、そして、2点目の給食費の問題について、本日、予算書、補正から見て、ちょっと納得のいかないところだったので、その点について説明を求めたいと思いますので。

25ページの中学校費の中で、項の部分で教育振興費、ここの部分で、給食費については、今、社会的に不払いの部分があって、払えるのに払えない方、いろいろあって、この部分については、準要保護・要保護生徒、給食扶助費、これは納得するわけですね。そして、きのうの教育部長の答弁の中で、そしたら、不払いの部分については、どういう給食事業として運営されているかと質問した場合、答弁としたら、これ間違っていないと思うんですが、間違っと思ったら、またご指摘いただきたいんですけど。不払い、未納については、全体で賄っていると、そういうご答弁いただいたいたわけですね。そこで、全体で賄えば、本来の給食のメニュー、ボリュームからしたら、当然、どうしても下がりますわな。そして、子供さんにはそういうあれが賄えないと思うんです。最終的には、やはり公平性、受益者負担性から見たら、おかしいなと思わしてね。不払

いの部分について、きのうの答弁の中でおかしいと思うんで、この準要保護・要保護生徒給食扶助費、これは、当然、不払いにしても公的に認められて、援助すべきものですので、これはとやかくないんですけど。

ただ、きのうの答弁の中で、全体で賄ってますいうたら、そしたら、払えるのに払えない人の部分を全体で賄うということは、それは当然、税金で賄っているんで、この整合性について、ちょっと僕理解できませんので、その点ちょっとご説明、ご答弁いただいたらありがたいなと思うんですけども。

和田博之議長 岡田教育部長。

岡田教育部長 きんのうの説明の中で、全体で賄っているという言い方について、再度ご説明いたします。

子供たちから徴収した給食費を一たん町の財政に入れて、そして、1人当たりの単価でございますね、低学年が190円、高学年が200円、それから中学生が220円、その分に見合う材料費等を町財政から支出していると。したがって、未納の分については、未納者、きのう申し上げました金額の分については、町財政が負担していると、こういう形になっておりまして、議員がご指摘のように、町の財政が負担してる分を減らすための方策ですね、これを現在検討中でございますが、具体的には、例えば要保護・準要保護の生徒の給食費も含めて支援をしているわけでございますが、その分について、給食費に係る分については、先にその保護者から了承を得て、一たん保護者の口座に振り込む前に、給食費は給食費としてお預かりすると、そういうような方法も現在検討中ございまして、実施可能になれば、早急にそういう形で実施をして、そして、いただいた給食費で、きちっと学校教育法に定められているような形で給食を提供できるように努めてまいりたいと考えております。

以上です。

和田博之議長 田島議員。

田島乾正議員 やはりその部分について、当然、税を執行すれば、執行した明細、例えば、どこサラリーマンでも給与明細、いろいろ明細というのをきっちりしとかんと、税金でその部分を賄っている。しかし、賄うならば事務的手続きをして予算化しとかんと、我々住民代表から見たら、見えんわけですな。今見えているのは、要保護・準要保護生徒、給食扶助費というのが上がってますけども。不払いの部分について、今、部長説明してくれましたけども、そういうものを事業してするならば、やはり当然、事務的部分をきっちりして、そして予算化すれば、僕らは納得するわけですけども。

ですから、何も教育振興費、反対と違いますよ、この予算。ただ、偶然、きのう質問して、きょうのこれですから、どうも僕としたら整合性に欠けているんじゃないかと思いましたが、その点、検討じゃなしに、早急に、そういう税金の執行については、こういう部分でこうやと。事務的部分について、そして予算化しとかんとだめと思いますが、どうですか。最後、もう1点だけ、教育部長でなかったも、担当の方。これじゃあ、僕らから見えてこないわけですね。不払いの方の立てかえになっていると思うんですわ。

和田博之議長 予算は入っているかどうかという話やから。古田理事。

古田総務部理事 先ほど、議員のご質問につきましては、給食費として予算化してるのかというご質問の趣旨だというふうに理解してございます。平成18年度の当初予算でございますけれども、保健体育費の共同調理場費といたしまして、賄材料費5,871万6,000円として計上させていただきまして、昨年度、議決をいただいております。

以上です。

和田博之議長 田島議員。

田島乾正議員 今、古田理事、答弁してくれましたけども。それだったら、やはり我々議員に優しいそういう説明も、今後、予算書にはつけていただかんと、その部分については、僕らはわからんわけですな。補正についてはわかります。しかし、がさっとやられたらわかんから。しかし、不払いについては、まだ未納ですわな。この部分もひとつよろしくお願いしとかんと、どうも全体で賄っていうたら、給食の質が落ちるといことになりますので、やはり賄うんであれば賄うで、事務的にきっちりしておいてほしいなと思います。

和田博之議長 助役。

平助役 田島議員の質問にお答えします。

今、古田理事の方から説明ありましたように、給食費につきましては、歳入で保護者からの給食費としての歳入項目がございまして、毎月、会計に納入されております。そしてまた、その材料費は、イコールとして、同額を学校給食費の材料費、賄費に計上しております。これの支出については、毎月、主に商工会の納入組合の方に、うちの方から、会計の方から支払っております。そのように毎月歳入があり、保護者からの給食費があり、そして材料費を支払っていく。人件費は、当然、一般財源が100%、これは材料費に転嫁してはならないということが、学校給食の基本原則でございます。

したがって、未納があるかないか。それは最終の決算によってはっきりするわけでございます。ですから、未納があるから給食の程度を落とすとか、そういうことはしておりません。

できません。したがって、毎月、それぞれの未納が、学校関係者の方で、事務の方で把握しながら、年度末までにその解消に努力を今後も続けていただくと。また、具体的な方策を今後、教育委員会ですらどうするかということを検討していくと、先ほどの岡田部長の答弁でございますので、その給食費の未納があるから、給食の内容を下げるとか、そういうことはございませんので、ご承知賜りたいと思います。

以上でございます。

和田博之議長 この件については、支払う能力があるのに支払わない人に対する対応はどうだということを議会は聞いておるので、その辺のことをまたきちっと教育委員会の方は整理をしていただきたい。あわせて決算のときには、未納分がどのくらいの給食費の中で占めるのかということをもまた明らかにしていただきたい。こういうことでよろしくお願ひしたいと思います。

ほかございませんか。

(「なし」の声あり)

和田博之議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております「平成18年度岬町一般会計補正予算(第4次)の件」については、会議規則第39条第1項の規定により、総務文教、事業民生の各常任委員会に付託をいたしたいと思ひます。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

和田博之議長 異議なしと認めます。よって、本件については、総務文教、事業民生の各常任委員会に付託することに決しました。

和田博之議長 日程3、議案第108号「平成18年度岬町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第2次)の件」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。企画部長、竹本靖典君。

竹本企画部長 日程3、議案第108号、平成18年度岬町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第2次)の件につきまして、ご説明いたします。

議案書の1ページをご参照願ひます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ219万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,968万3,000円とするものでございます。

続きまして、歳入歳出予算の概要につきましてご説明いたします。2ページをご参照願ひます。

なお、詳細につきましては4ページに記載しておりますので、あわせてご参照願います。

補正予算の内容といたしまして、貸付金の繰上償還に伴います地方債の繰上償還を行うものでございます。

歳入につきましては、諸収入といたしまして貸付元利収入を、歳出につきましては、公債費といたしまして地方債元利償還金にそれぞれ291万6,000円を計上いたしております。

以上が補正予算の概要でございます。

本件につきましては、総務文教委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますよう、お願い申し上げます。

和田博之議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、総務文教常任委員会に付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

和田博之議長 異議なしと認めます。

それでは、大綱的質疑を受けます。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

和田博之議長 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております「平成18年度岬町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第2次)の件」については、会議規則第39条第1項の規定により、総務文教常任委員会に付託いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

和田博之議長 異議なしと認めます。よって、本件については、総務文教常任委員会に付託することに決しました。

和田博之議長 日程4、議案第109号「平成18年度岬町国民健康保険特別会計補正予算(第3次)の件」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。住民部長、白井保二君。

白井住民部長 日程4、議案第109号、平成18年度岬町国民健康保険特別会計補正予算(第3次)の件について、ご説明いたします。

今回の補正予算は、本会計において支出する人件費の減額補正並びに平成20年度において実

施が義務づけられる特定健診並びに特定訪問指導事業の円滑な執行を図るため、平成19年度に実施計画を策定する必要があり、この計画の基礎資料となる疾病分類に係る経費を補正するものでございます。

それでは、補正予算の内容をご説明いたします。予算書の1ページをごらんください。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ268万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25億5,291万5,000円とするものでございます。

歳入予算の概要についてご説明いたします。

予算書の2ページ、詳細につきましては4ページをあわせてごらん願います。

府支出金、府補助金として、66万1,000円を増額補正いたしております。これは、特定健診事業に係る実施計画の基礎資料となる疾病分類委託経費につきましては府補助金の対象となり、府特別調整交付金として補正予算化するものでございます。

次に、繰入金、他会計繰入金といたしまして、334万8,000円を減額補正いたしております。これは国民健康保険会計から支出する職員人件費については、一般会計が全額負担する制度となっており、今般、この会計で支出する人件費が減額されたことによるものでございます。

続きまして、歳出予算の概要についてご説明いたします。

予算書の2ページを、詳細につきましては5ページをあわせてごらん願います。

総務費、総務管理費におきまして、334万8,000円を減額補正いたしております。これは、国保会計において支出する人件費を減額補正するものであり、人件費の減額の主な要因といたしましては、人事異動及び給与構造改革に伴うものでございます。

次に、保健事業として66万1,000円を補正するものでございます。これは、今般の医療制度改革に伴い、今後の医療費の適正化のため、各保険者は平成19年度中に特定健康診査等実施計画を策定する必要があります。この計画では、本町の医療費の特色を反映した内容とするため、国保レセプトから被保険者の疾病状況の分析を行うなど、本町の特色を把握するため、必要な委託料を補正するものでございます。

以上が、平成19年度国民健康保険特別会計補正予算(第3次)の主な内容でございます。

本件につきましては、事業民生委員会に付託されるものと存じますが、よろしくご審議の上、議決賜りますよう、お願い申し上げます。

和田博之議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、事業民生常任委員会に付託の予定ですが、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

和田博之議長 異議なしと認めます。

それでは、大綱的質疑を受けます。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

和田博之議長 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております「平成18年度岬町国民健康保険特別会計補正予算(第3次)の件」については、会議規則第39条第1項の規定により、事業民生常任委員会に付託いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

和田博之議長 異議なしと認めます。よって、本件については、事業民生常任委員会に付託することに決定しました。

和田博之議長 日程5、議案第110号「平成18年度岬町下水道事業特別会計補正予算(第1次)の件」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。上下水道部長、末原光喜君。

末原上下水道部長 日程5、議案第110号、平成18年度岬町下水道事業特別会計補正予算(第1次)の件について、ご説明させていただきます。

今般の補正予算につきましては、職員の人事異動及び給与構造改革等に伴う人件費の調整並びに流域下水道事業負担金の変更に伴うものでございます。

予算書の1ページをご参照願います。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,210万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億8,387万7,000円とするものでございます。

2ページをご参照願います。

歳入といたしまして、一般会計繰入金1,478万2,000円を減額補正し、基金繰入金7万6,000円、町債260万円を補正するものでございます。

次に、歳出といたしまして、下水道総務費1,115万9,000円を減額補正、下水道事業費を94万7,000円を減額補正するものでございます。

3ページをご参照願います。

地方債の補正としまして、起債の限度額を2億5,930万に変更するものでございます。

なお、4ページ以降につきましては事項別明細を記載しております。

本件につきましては、事業民生委員会に付託されるものと聞き及んでおりますので、よろしくご審議の上、議決賜りますよう、お願い申し上げます。

和田博之議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、事業民生常任委員会に付託の予定ですが、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

和田博之議長 異議なしと認めます。

それでは、大綱的質疑を受けます。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

和田博之議長 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております「平成18年度岬町下水道事業特別会計補正予算(第1次)の件」については、会議規則第39条第1項の規定により、事業民生常任委員会に付託いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

和田博之議長 異議なしと認めます。よって、本件については、事業民生常任委員会に付託することに決しました。

和田博之議長 日程6、議案第111号「平成18年度岬町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第1次)の件」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。上下水道部長、末原光喜君。

末原上下水道部長 日程6、議案第111号、平成18年度岬町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第1次)の件について、ご説明させていただきます。

今般の補正予算につきましては、職員の給与構造改革等に伴う人件費の調整に伴うものでございます。

予算書の1ページをご参照願います。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ12万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億192万6,000円とするものでございます。

2ページをご参照願います。

歳入といたしまして、一般会計繰入金 12万2,000円を補正するものでございます。

次に、歳出といたしまして、漁業集落排水事業費 12万2,000円を補正するものでございます。

なお、3ページ以降につきましては事項別明細を記載しております。

本件につきましては、事業民生委員会に付託されるものと聞き及んでおりますので、よろしくご審議の上、議決賜りますよう、お願い申し上げます。

和田博之議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、事業民生常任委員会に付託の予定であります、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

和田博之議長 異議なしと認めます。

それでは、大綱的質疑を受けます。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

和田博之議長 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております「平成18年度岬町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第1次)の件」については、会議規則第39条第1項の規定により、事業民生常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

和田博之議長 異議なしと認めます。よって、本件については、事業民生常任委員会に付託することに決しました。

和田博之議長 日程7、議案第112号「平成18年度岬町介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第2次)の件」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。福祉部長、芦田貴志雄君。

芦田福祉部長 日程7、議案第112号、平成18年度岬町介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第2次)の件について、ご説明いたします。

議案書の1ページをお開きください。

今回の補正につきましては、平成18年度岬町介護保険特別会計(保険事業勘定)で、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ234万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入

歳出それぞれ15億5,991万円とするものです。

補正理由としましては、人事異動及び給与構造改革等に伴う給与等の調整が必要となり、補正するものであります。

歳入予算の概要につきましてご説明いたします。2ページをご参照ください。あわせて詳細につきましては、4ページ以下に記載されております。

歳入につきましては、歳出における人件費の減額に対応しまして、一般会計繰入金から234万7,000円を減額するものでございます。

次に、歳出予算の概要につきまして、同じく議案書の2ページ、詳細につきましては4ページをあわせてご参照ください。

総務管理費の一般管理費、人件費に係る経費である給与、職員手当等につきまして、合わせて234万7,000円を減額補正するものでございます。

なお、本件につきましては、事業民生委員会に付託の予定と聞いております。よろしくご審議の上、議決賜りますよう、お願い申し上げます。

以上でございます。

和田博之議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、事業民生常任委員会に付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

和田博之議長 異議なしと認めます。

それでは、大綱的質疑を受けます。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

和田博之議長 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております「平成18年度岬町介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第2次)の件」については、会議規則第39条第1項の規定により、事業民生常任委員会に付託いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

和田博之議長 異議なしと認めます。よって、本件については、事業民生常任委員会に付託することに決しました。

お諮りいたします。暫時休憩いたしたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

和田博之議長 異議なしと認めます。暫時休憩することに決定しました。

休憩します。再開は11時5分ということで、10分間の休憩をとります。よろしくお願ひします。

(午前10時55分 休憩)

(午前11時07分 再開)

和田博之議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

和田博之議長 お諮りいたします。日程8、議案第113号「平成18年度岬町淡輪財産区特別会計補正予算(第2次)の件」から日程11、議案第116号「平成18年度岬町谷川財産区特別会計補正予算(第2次)の件」までの4件を一括議題にいたしたいと思ひます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

和田博之議長 異議なしと認めます。よつて、日程8、議案第113号から日程11、議案第116号までの4件を一括議題にすることに決定いたしました。

それぞれ提出者から提案理由の説明を求めます。総務部長、中口守可君。

中口総務部長 日程8、議案第113号、平成18年度岬町淡輪財産区特別会計補正予算(第2次)の件につきまして、ご説明いたします。

議案書の1ページをご参照願ひます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ119万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,460万2,000円とするものでございます。

歳入歳出予算の概要につきましてご説明いたします。

2ページをご参照願ひます。

なお、詳細につきましては4ページに記載されておりますので、あわせてご参照願ひます。

歳入につきましては淡輪地区財産区基金繰入金を、歳出におきましては、使途といたしまして、6区集会所通路改修工事119万8,000円を一般会計に繰出金として計上いたしてあります。

以上が補正予算の概要でございます。

なお、総務文教委員会に付託の予定と伺つてあります。よろしくご審議の上、議決賜りますよう、お願ひ申し上げます。

日程9、議案第114号、平成18年度岬町深日財産区特別会計補正予算（第2次）の件につきまして、ご説明いたします。

議案書の1ページをご参照願います。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ15万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,057万3,000円とするものでございます。

歳入歳出予算の概要につきましてご説明いたします。

2ページをご参照願います。

なお、詳細につきましては4ページに記載されておりますので、あわせてご参照願います。

歳入につきましては深日地区財産区基金繰入金を、歳出におきましては、使途といたしまして、深日墓地内ごみ置き場設置工事15万8,000円を一般会計に繰出金として計上いたしております。

以上が補正予算の概要でございます。

なお、総務文教委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

日程10、議案第115号、平成18年度岬町多奈川財産区特別会計補正予算（第3次）の件につきまして、ご説明いたします。

議案書の1ページをご参照願います。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,062万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,882万2,000円とするものでございます。

歳入歳出予算の概要につきましてご説明いたします。

2ページをご参照願います。

なお、詳細につきましては4ページに記載されておりますので、あわせてご参照願います。

歳入につきましては多奈川地区財産区基金繰入金を、歳出におきましては、使途といたしまして、多奈川地区墓地に係る転落防止さく等改修工事130万円、多奈川地区朝日のり面側溝改修工事34万7,000円、多奈川地区共有地のり面整備工事750万円、東公民館駐車場外さく補修工事17万8,000円の計932万5,000円を一般会計に、谷川財産区有地改修工事130万円を多奈川財産区特別会計に、合わせて1,062万5,000円を繰出金として計上いたしております。

以上が補正予算の概要でございます。

なお、総務文教委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますよ

う、お願い申し上げます。

日程11、議案第116号、平成18年度岬町谷川財産区特別会計補正予算（第2次）の件につきまして、ご説明いたします。

議案書の1ページをご参照願います。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ130万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ405万2,000円とするものでございます。

歳入歳出予算の概要につきましてご説明いたします。

2ページをご参照願います。

なお、詳細につきましては4ページに記載されておりますので、あわせてご参照願います。

歳入につきましては多奈川財産区特別会計繰入金を、歳出におきましては、使途といたしまして、谷川財産区有地内改修工事130万円を計上いたしております。

以上が補正予算の概要でございます。

なお、総務文教委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

和田博之議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、総務文教常任委員会に付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

和田博之議長 異議なしと認めます。

それでは、大綱的質疑を受けます。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

和田博之議長 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております「平成18年度岬町淡輪財産区特別会計補正予算（第2次）の件」から「平成18年度岬町谷川財産区特別会計補正予算（第2次）の件」までの4件については、会議規則第39条第1項の規定により、総務文教常任委員会に付託いたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

和田博之議長 異議なしと認めます。よって、本件については、総務文教常任委員会に付託することに決しました。

和田博之議長 日程12、議案第117号「平成18年度岬町水道事業会計補正予算（第2次）の件」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。上下水道部長、末原光喜君。

末原上下水道部長 日程12、議案第117号、平成18年度岬町水道事業会計補正予算（第2次）につきまして、ご説明させていただきます。

本補正予算の内容といたしましては、職員の人事異動及び給与構造改革等に伴う人件費の調整に伴うものでございます。

第2条におきまして、収益的収入及び支出の補正として、収益的支出の予算額723万5,000円を減額し、6億4,359万8,000円とするものでございます。

次に、第3条では、資本的収入及び支出の補正として、資本的支出の予算額を20万7,000円減額し、3億2,752万6,000円とするとともに、資本的収入が資本的支出に不足する額1億6,129万3,000円につきましても20万7,000円の減額を行い、1億6,108万6,000円とするものでございます。

第4条では、議会の議決を得なければ流用することのできない経費といたしまして、人件費の総額を定めており、今回の収益的支出及び資本的支出における人件費744万2,000円を減額することに伴い、その額を7,846万8,000円とするものでございます。

次に、第5条では、重要な資産の取得及び処分として、資本的支出の配水管整備事業費の額を定めており、今回、当該事業費を20万7,000円減額することに伴い、1億8,436万とするものでございます。

以上、本補正予算の概要につきまして、ご説明させていただきました。

本件につきましては、事業民生委員会に付託されると聞き及んでおりますので、よろしくご審議の上、議決賜りますよう、お願い申し上げます。

和田博之議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、事業民生常任委員会に付託の予定ですが、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

和田博之議長 異議なしと認めます。

それでは、大綱的質疑を受けます。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

和田博之議長 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております「平成18年度岬町水道事業会計補正予算(第2次)の件」については、会議規則第39条第1項の規定により、事業民生常任委員会に付託いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

和田博之議長 異議なしと認めます。よって、本件については、事業民生常任委員会に付託することに決しました。

和田博之議長 日程13、議案第118号「岬町淡輪火葬場の指定管理者の指定の件」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。住民部長、白井保二君。

白井住民部長 日程13、議案第118号、岬町淡輪火葬場の指定管理者の指定の件について、ご説明いたします。

提案理由並びに指定管理者の選定に係る経過について、ご説明いたします。本年9月議会において、岬町火葬場使用条例を全部改正し、岬町火葬場の設置及び管理に関する条例に改めたところでございます。この改正におきまして、法人またはその他の団体であって、町長が指定する者に淡輪火葬場の管理を行わせることができる旨の規定を追加したところでございます。

今般、この改正規定並びに岬町公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例第2条の規定に基づき、淡輪火葬場の指定管理者となることを希望する者を一般公募いたしました。その後、応募者から提出されました申請書類等につきまして、事前に公表済みの選定基準により審査を行う岬町淡輪火葬場指定管理候補者選定委員会における審査結果を踏まえまして、今回、この議案書に記載をする者を指定管理者として指定することにつきまして、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案書の内容についてご説明いたします。

指定管理者に管理を行わせる施設の名称につきましては岬町淡輪火葬場、所在地は岬町淡輪5653番地の1、指定を予定する管理者は、岬町淡輪561番地の1、株式会社阪原生花葬祭店、代表取締役 阪原為吉でございます。指定期間につきましては、平成19年4月1日から平成22年3月31日までの3カ年でございます。

以上、岬町淡輪火葬場の指定管理者の指定の件について、その概要をご説明させていただきます。

した。

なお、本件につきましては、事業民生常任委員会に付託の予定と聞いております。よろしくご審議の上、議決賜りますよう、お願い申し上げます。

以上でございます。

和田博之議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、事業民生常任委員会に付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

和田博之議長 異議なしと認めます。

それでは、大綱的質疑を受けます。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

和田博之議長 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております「岬町淡輪火葬場の指定管理者の指定の件」については、会議規則第39条第1項の規定により、事業民生常任委員会に付託いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

和田博之議長 異議なしと認めます。よって、本件については、事業民生常任委員会に付託することに決定しました。

和田博之議長 日程14、議案第119号「南大阪湾岸南部流域下水道組合規約の変更に係る協議の件」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。上下水道部長、末原光喜君。

末原上下水道部長 日程14、議案第119号、南大阪湾岸南部流域下水道組合規約の変更に係る協議の件について、ご説明申し上げます。

提案理由といたしましては、地方自治法の一部改正に伴い、南大阪湾岸南部流域下水道組合規約の一部を変更することについて、関係市と協議するに当たり、議会の議決を求めるものであります。

南大阪湾岸南部流域下水道組合規約の一部変更につきましては、地方自治法の一部改正におきまして、収入役制度を廃止し、引き続き会計事務の適正な執行を確保するため、一般職である会計

管理者を1人置くこととされたことに伴うものであります。

規約の変更の内容につきましては、裏面と規約新旧対照表をあわせてごらんください。

南大阪湾岸南部流域下水道組合規約の一部を変更する規約（案）。

南大阪湾岸南部流域下水道組合規約（平成4年8月1日許可）の一部を次のように変更する。

第9条の第1項中「収入役」を「会計管理者」に改める。

第10条第3項中「収入役は」を「会計管理者は」に、「収入役又は収入役の事務を兼掌する助役」を「会計管理者」に改める。

第11条の見出しを「（管理者及び副管理者の任期）」に改め、同条中「、副管理者及び収入役」を「及び副管理者」に改め、「及び収入役又は収入役の事務を兼掌する助役」を削る。

附則といたしまして、施行期日につきましては、平成19年4月1日から施行するものとし、経過措置といたしましては、この規約の施行の際、現に在職する収入役は、その任期中に限り、なお従前の例により在職するものとする。この場合においては、変更後の南大阪湾岸南部流域下水道組合規約第9条から第11条までの規定は適用せず、変更前の南大阪湾岸南部流域下水道組合規約第9条から第11条までの規定は、なお、その効力を有するものとするものであります。

以上が内容でございます。よろしくご審議の上、議決賜りますよう、お願い申し上げます。

和田博之議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。中原 晶君。

中原 晶議員 今回のこの議案については、地方自治法の一部改正ということで、主に「収入役」というのを「会計管理者」というふうになるということで、具体的にどのようなことが変わるのかという、具体的な中身についてお話いただけますか。

和田博之議長 上下水道部長、末原光喜君。

末原上下水道部長 中原議員の質問にお答えします。

会計を管理する者として、収入役という制度で、今まで地方自治法で定められておりましたが、今後、一般職である会計管理者という制度に自治法が改められましたので、その制度を組合議会に提出し、議決を得るために、今回この案を提出させていただいております。

以上です。

和田博之議長 中原 晶君。

中原 晶議員 収入役から一般職である会計管理者への移行であると。収入役というのは、特別職ということだったと思うんですけども、そこから一般職への変更ということで、恐らく実務上は、会計の管理ということで、実務上は何も変わらないということだと思っておりますけれども。

私がお聞きしたいのは、会計の職務の独立性ですとか、あと、会計事務の公正とか継続性について、その点について何か変わりがあるのか、お聞きしたいと思います。

和田博之議長 上下水道部長、末原光喜君。

末原上下水道部長 中原議員の質問にお答えします。

地方自治法の改正の中に、私、先ほどちょっと説明不足がありました。助役は収入役を兼掌することができないという自治法の改正がございますので、今回、収入役制度、収入役に会計管理者、この組合議会についても兼掌しておりますので、それができないということで一般職である会計管理者を置くということになります。内容につきましては、適正に運用されると聞き及んでおります。

和田博之議長 古田理事。

古田総務部理事 自治法の改正につきまして、若干補足させていただきます。

本件改正につきましては、平成18年6月7日に公布されました地方自治法の一部を改正する法律によるものでございます。法律の改正の趣旨でございますが、これまで出納事務につきましては、会計事務の適正な執行を確保するため、職務上、独立した権限を有する会計機関として収入役を設け、出納、その他会計事務を担うこととされてございました。

しかし、出納事務の電算化の進展、監査制度や情報公開制度の充実等により、必ずしも特別職たる収入役制度によらずとも、会計事務の適正な執行を確保することが可能と考えられるようになり、実態としても、収入役が形を変えた町の補佐役として、本来の職務とは直接関係のない事務を担当しているケースが見受けられ、また、町や助役に収入役の事務を兼掌させる団体も増加しているといった事情を勘案しまして、収入役制度を廃止し、引き続き会計事務の適正な執行を確保するため、一般職である会計管理者を1人置くこととされたものであるということで、総務省が説明されてございます。

本町におきましても、この法律の改正の趣旨に基づき、必要な改正を行うものでございます。

以上です。

和田博之議長 和田勝弘議員。

和田勝弘議員 この湾岸下水で、これと関係ないということになるんで、もし質問してぐあい悪かったらあれしてもうたらええんですけど。一応下水ということで。今、この前の府道を工事してるが、これは下水になっているんか、水道になっているんか、どちらかわかりませんが、なぜこの下水、先に入れたときに、簡単に言うたら、一度にできないかということを私は思っているんですが。二度にわたりまた工事をやっていると。これについて、どういう理由で二度になった

のか、この点、ひとつお聞きしときたい。

和田博之議長 和田勝弘議員、事業民生委員になっている。これは委員会付託じゃないんですけど、この件については委員会付託じゃないんですけど、和田勝弘議員は事業民生委員会に出ておりますので、また事業民生委員会の中で、この案件と直接関係ございませんので、そういう話の方で、委員会の中でやっていただいた方が、より詳細にいけるんじゃないかと、このように思いますので、そういう配慮でよろしいですか。

和田勝弘議員 それでいいと思うんですけどね。私も、そこらちょっと考えて聞かしてもうてるんですけど。やはりこの工事、二度もやるということの理由だけね、ちょっと聞いておきたいんですわ。

和田博之議長 上下水道部長、末原光喜君。

末原上下水道部長 今、和田議員ご指摘の工事を二度するという内容でございますが、まず、流域下水道といいまして、トンネルのようなシールド工法といいまして、深いところに管を押ししていく工事を流域下水道ということで、ここから谷川橋までやらしていただいております。これは流域下水道組合の関係なんですけど、流域下水道として施工しました。あとの一般家庭から、その管に接続するという工事が、当然その後出てきます。これは町がする工事であります。この工事については、深いところに入れる管ではございませんので、道路面から掘って入れる工事ということで、工事の手法が開削工法ということで、別になります。

同時に施工できないかということではありますが、これにつきましては、町の予算と向こうの予算が、ちょうどその時期に合致するときには施工した例もございます。例えば淡輪の畑山線についてなんですけど、流域の管の工事と町の公共下水道の工事を同時施工して、流域の方で工事をしていたという経緯もございますが、今回のこの前の工事につきましては、シールド工事が非常に長い距離をやりましたので、それに伴って町の予算が実はついていけなかったと。そういう調整できなかった経緯もございますので、整備の時期がずれたということで、住民の皆様にはいろいろご迷惑をおかけしておりますが、ご理解のほど、よろしく願いたいと思います。

和田博之議長 この件については、委員会でもたやっただけですか。直接、今の規約の方にはないんでね。1回そういうことでやらしていただきましたけども、委員会に、和田勝弘議員、委員入ってますんで、よろしく願いしたいと思います。

ほかございませんか。

(「なし」の声あり)

和田博之議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

まず、原案の反対の方の発言をお願いします。中原議員、そうですか。

中原 晶議員 はい。

和田博之議長 中原議員。

中原 晶議員 反対討論をいたします。

先ほど、古田理事の説明で、電算化によって、だれでもできるというようになってきたという説明、そういう部分があったと思うんですけれども、利便性という意味では、いいかなと思うんですけれども、会計というものは、やはり特別な独立したものであると考えますし、このことで、会計事務の公正な手続ですとか、チェック機能を弱めるということにつながりかねませんので、反対いたしたいと思います。

同じ理由で、次の120号に関しても反対といたします。

以上です。

和田博之議長 今は119号だけですから。1個1個やっておりますので。

それでは、原案賛成の方の討論を許したいと思います。ございませんか。

(「なし」の声あり)

和田博之議長 ほかに討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

和田博之議長 これをもって討論を終結いたします。

これより議案第119号「南大阪湾岸南部流域下水道組合規約の変更に係る協議の件」を起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数であります。よって、議案第119号は可決されました。

和田博之議長 日程15、議案第120号「阪南岬消防組合規約の変更に係る協議の件」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。総務部長、中口守可君。

中口総務部長 日程15、議案第120号、阪南岬消防組合規約の変更に係る協議の件ということで、阪南岬消防組合規約を別紙のとおり変更することについて、地方自治法第286条第1項

の規定により、阪南市と協議するにつき、同法第290条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由としまして、地方自治法の一部改正に伴いまして、阪南岬消防組規約の一部を変更することについて、阪南市と協議するに当たり、議会の議決を求めるものでございます。

今回の規約変更につきましては、先ほどから出てますように、本年6月に地方自治法の一部が改正され、収入役制度の廃止、会計管理者を置く等が、平成19年4月1日より施行されることに伴いまして、組規約の変更を消防組合を構成しております阪南市と協議することについて、地方自治法第290条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

変更内容につきましては、新旧対照表でご説明申し上げますので、新旧対照表をお願いいたします。

第10条では、収入役にかわり、組合に会計管理者を置くとし、第11条第3項で、会計管理者は、管理者の属する市町の会計管理者を充てるものとするというものでございます。

第13条では、任期については、会計管理者は一般職の職員のうちから選任されることから、管理者、副管理者のみに改めるものであります。

また、第15条の見出しにつきましては、吏員を消防吏員と明確に整備するものでございます。

なお、本規約の変更は議会の議決をいただいた後、阪南市と協議、大阪府知事に変更許可申請を行い、許可後、平成19年4月1日から施行いたしたいと存じますので、よろしくご審議の上、議決賜りますよう、お願い申し上げます。

以上です。

和田博之議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。田島議員。

田島乾正議員 私の担当委員会の部分じゃないので、確認しときます。

和田博之議長 これは本会議で言っていた方がいいです。

田島乾正議員 わかっているんですけども。

中身について聞きません。今回の地方自治法の一部改正に伴い、先ほどの説明の中で、余り勉強してないので、担当の方、教えてほしいんですけども、地方自治法によって、我々もいろんな行政を運用していますね。これを改正されたわけですね。これに対して、当然議決はしないかんですけども。ひとつ教えてほしいのは、改正された場合、自治体として、この地方自治法を遵守する義務があるのかないのか。また、反して遵守しなくてもよいのか。この点、まず1点だけちょっと担当の専門家の方、教えてください。妥当な答弁をお願いします。

和田博之議長 古田理事。

古田総務部理事 地方自治法にかかわらず、法律が改正された場合、自治体とすれば、その法律の範囲内で行動することになります。また、自治体の条例につきましても、法律に反する部分につきましても、当然、無効ということになってございます。

以上でございます。

和田博之議長 田島議員。

田島乾正議員 簡単に答えていただいんですけど、当然、遵守する義務ありますな。そして、条例よりも、やはり上位法律が、当然、最高裁でも判例が出ているとおり、ですから、答えわかってますな。はい、結構です。

和田博之議長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

和田博之議長 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

まず、原案の反対の方の発言を許します。中原議員。

中原 晶議員 先ほどと同じ理由ですので、繰り返しませんか・・・

和田博之議長 繰り返して、これは1件1件ですから。

中原 晶議員 そうですか。はい、わかりました。

先ほども申しましたが、会計事務の公正ということで、それを保つために、この収入役というのを置いてたと思うんですけども、地方自治法の改正ということで、いたし方ない部分があるというのもわかるんですけども、このことで公正のチェック機能を弱めると、会計事務のチェック機能を弱めるということで、反対いたします。

以上です。

和田博之議長 次に、原案賛成の方の発言を許します。田島議員。

田島乾正議員 先ほどの質疑、答弁の中で判断できましたので。やはり当然、我々、地方自治体で生活しており、地方自治行政の中で、やはり先ほど古田理事の答弁のとおり、遵守する義務があるということで、その観点から、私は当然住民代表として出てますので、やはり岬町条例なり、いろんなもんを遵守して、是非論をはっきりすべき立場上、当然この地方自治法の一部改正についても、これは認めるべきと判断いたしましたので、簡単でございますが、賛成討論といたします。

和田博之議長 ほかに討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

和田博之議長 これをもって討論を終結いたします。

これより議案第120号「阪南岬消防組合規約の変更に係る協議の件」を起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数であります。よって、議案第120号は可決されました。

お諮りいたします。暫時休憩いたしたいと思っております。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

和田博之議長 異議なしと認めます。暫時休憩することに決定いたしました。

休憩します。暫時休憩しますが、再開については、とりあえず13時ということにしておきます。ちょっと協議事項がございますので、それぞれの議員さんの中で協議事項がございますので、ちょっと時間いただきます。よろしく、理事者の方も、また傍聴者の皆さんもご理解を願いたいと思っております。それでは休憩に入ります。

(午前11時43分 休憩)

(午後 1時08分 再開)

和田博之議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

和田博之議長 日程16、議案第121号「大阪府後期高齢者医療広域連合の設置に係る協議の件」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。住民部長、白井保二君。

白井住民部長 日程16、議案第121号、大阪府後期高齢者医療広域連合の設置に係る協議の件について、ご説明させていただきます。

地方自治法第284条第3項の規定により、大阪府後期高齢者医療広域連合を設置することについて規約を定め、関係市町村と協議するにつき、同法第291条の11の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由並びに広域連合を設置するに至った背景などについて、ご説明いたします。

今回の医療制度改革におきまして、世代間の負担と給付の不公平感を解消し、現役世代、高齢

者世代を通じて、公平で、わかりやすい、新たな医療制度を創設するため、平成20年4月から、75歳以上の後期高齢者について、独立した医療制度を発足することになりました。新たに創設する後期高齢者医療制度では、すべての都道府県において、都道府県単位ですべての市町村が加入する広域連合をつくり、この広域連合が保険料の決定、賦課決定、医療給付の事務を行い、この医療制度の運営に当たることとされております。

この後期高齢者医療に関する事務を広域的に処理するため、地方自治法第284条第3項の規定により、大阪府後期高齢者医療広域連合規約を定め、関係市町村と協議をしようとするものであり、この協議について、地方自治法第291条の11の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

それでは、規約案を説明させていただきます。

議案書並びにお手元にお配りしております、別紙A3サイズの規約案の用紙を添付しておりますので、あわせてごらんいただきたいと思います。

まず、第1条は、広域連合の名称を大阪府後期高齢者医療広域連合とするものであります。

次に、第2条及び第3条は、広域連合を府内の全市町村で組織するとともに、その区域を大阪府の区域とす旨を定めるものでございます。

第4条は、被保険者の資格管理に関する事務など、広域連合で処理する事務を定めるものであります。また、別表第1では、各市町村が担当する窓口事務等について定めております。

第5条は、広域連合が定める広域計画の項目を定めるものであります。広域連合が設けるに当たりまして、地方自治法第284条第3項では、広域にわたる総合的な計画を策定する旨の規定が置かれており、この広域計画に盛り込む内容を規定するものでございます。

第6条は、広域連合の事務所の位置を定めるもので、大阪市内に設置しようとするものであります。

現在、設立準備委員会事務局が大阪市中央区に置かれておりますので、この場所に広域連合事務局が入居する予定でございます。

次に、第7条から第10条までは、広域連合の議会の組織、議員の選挙方法について定めるものでございます。

まず、第7条におきまして、広域連合議会の議員の定数は20人とし、広域連合議員は、関係市町村の議会の議員により構成する旨を、第8条におきましては、議員の選挙に当たっては、市議会議長会、町村議長会から推薦のあった者、及び関係市町村の総議員定数の12分の1以上の者の推薦のあった者を候補者とする事とし、当選人については、市町村議会の選挙における得

票総数の多い者から順次20名に達するまでの者とする旨を定めております。

第9条におきましては、広域連合議会の任期は、関係市町村の議会の任期による旨を、第10条におきましては、広域連合議会に議長及び副議長を置く旨を定めております。

次に、第11条から第14条につきましては、執行機関の組織、選任方法について定めるものであります。

まず、第11条におきましては、広域連合長、副広域連合長及び会計管理者を置く旨を、第12条におきましては、広域連合長、副広域連合長及び会計管理者の選任方法、第13条におきましては、その任期を、第14条におきましては、広域連合に必要な職員を置く旨を定めております。

次に、第15条及び第16条は、広域連合に選挙管理委員会並びに監査委員を置く旨を定めるものであります。

次に、第17条は、経費の支弁方法を定めるもので、広域連合の運営に要する経費を関係市町村の負担金、国及び府の支出金、社会保険診療報酬支払基金交付金等をもって充てようとするものであります。また、関係市町村の負担割合につきましては、別表2により広域連合の予算において定めるものであります。

次に、第18条は、規約の施行に関し必要な事項は、広域連合長が規則で定める旨を規定するものであります。

附則におきまして、この規約の施行期日は、大阪府知事の許可があった日から施行するものであります。

以上が、大阪府後期高齢者医療広域連合の設置に係る協議の件についての主な内容でございます。

本件につきましては、事業民生委員会に付託されるものと存じますが、よろしくご審議の上、議決賜りますよう、お願い申し上げます。

以上でございます。

和田博之議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、事業民生常任委員会に付託の予定であります、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

和田博之議長 異議なしと認めます。

それでは大綱的質疑を受けます。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

和田博之議長 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております「大阪府後期高齢者医療広域連合の設置に係る協議の件」については、会議規則第39条第1項の規定により、事業民生常任委員会に付託いたしたいと思いません。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

和田博之議長 異議なしと認めます。よって、本件については、事業民生常任委員会に付託することに決しました。

和田博之議長 日程17、議案第122号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する件」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。企画部長、竹本靖典君。

竹本企画部長 日程17、議案第122号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明させていただきます。

提案理由といたしましては、財政の健全化に資するため、本条例に所要の改正を行うものであります。職員の給与につきましては、給与構造改革を平成18年4月1日に実施し、平成18年3月議会で条例改正を実施しております。

給与構造改革の内容を改めて申し上げますと、給料表を8給制度から6給制度に改正したこと、調整手当を地域手当に改め、あわせて給料の減額措置、これは管理職5%、その他の職員4%でございます。を見直し、調整手当の10%を管理職の地域手当として5%、管理職以外の地域手当を6%にして、人件費の抑制を行っているところです。

今回の改正は、3つの項目がございます。1点目は昇給について、2点目は管理職の給与の減額について、3点目は管理職の地域手当の減額であります。

まず最初に、1点目の昇給に係る改正につきましては、昇給は給与構造改革によりまして、昇給の幅が標準で4号給の幅となっておりますが、55歳を超える職員は、標準の半分の2号給の昇給となります。昇給する月は、年に1回、1月に実施されますので、1月までに55歳を超えた職員と、1月を過ぎて55歳を超える職員との間で、昇給の幅が異なることがないように、会計年度内で同じ取り扱いとするための改正であります。

新旧対照表をごらんください。旧の規定では、「55歳」と規定しておりますが、新の規定で

は、「会計年度の末日までに55歳」とするものでございます。適用は、平成19年1月1日からであります。

次に、2点目は、附則第2号の管理職の給与の減額についてであります。平成19年1月1日から平成20年3月31日まで、管理職手当の支給を受ける職員の給与月額に100分の1.5を乗じて得た額を減じて得た額といたします。ただし、退職手当の算定の基礎となる給与月額には影響させないものであります。つまり、まず管理職が給与月額を1.5%減じて、財政の健全化に資するものでございます。1.5%の率につきましては、大阪府人事委員会の勧告が1.46%減でございますので、これを参考にしております。平成19年1月から3月までの効果額は約86万円を、来年度での効果額は、単純推計で約344万円と見込んでおります。

次に、附則第3項については、地域手当の率を管理職について減率するものであります。現行の地域手当は、管理職が100分の5、管理職以外は100分の6であります。今回の改正によりまして、平成19年1月1日から平成19年3月31日までの間は100分の4とし、1%の減率を行い、平成19年度4月1日から平成21年3月31日までを100分の3とするものであります。これにより、平成19年1月から3月までの効果額は約57万円を見込んでおります。来年度での効果額は、単純推計で約230万円と見込んでいます。

以上が条例の概要でございます。

本件につきましては、総務文教委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますよう、お願い申し上げます。

以上です。

和田博之議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、総務文教常任委員会に付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

和田博之議長 異議なしと認めます。

それでは、大綱的質疑を受けます。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

和田博之議長 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する件」については、会議規則第39条第1項の規定により、総務文教常任委員会に付託いたしたいと思いません。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

和田博之議長 異議なしと認めます。よって、本件については、総務文教常任委員会に付託することに決しました。

和田博之議長 日程18、議案第123号「岬町基金条例の一部を改正する件」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。事業部長、松永英三君。

松永事業部長 日程18、議案第123号、岬町基金条例の一部を改正する件につきまして、ご説明いたします。

関西国際空港2期事業の土砂採取跡地に整備されます多奈川地区多目的公園を魅力ある多目的公園として、将来にわたって維持するとともに、多目的公園の魅力を発信していくために必要な経費を賄うため、多目的公園内の事業活動ゾーンの用地売却益等の一部を基金として積み立てたく、多奈川地区多目的公園管理基金を設けるものでございます。

裏面の条例改正案をごらんください。また、次ページの新旧対照表も同時にごらんください。

第1条第1項の表に、多奈川地区多目的公園管理基金の項を設けまして、設置の目的を多奈川地区多目的公園の維持管理、運営に必要な資金を積み立てることと定めるものであります。

以上が岬町基金条例の一部を改正する件の概要でございます。

本件につきましては、事業民生常任委員会に付託される予定であると聞き及んでおります。よろしくご審議の上、議決賜りますよう、お願い申し上げます。

以上です。

和田博之議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、事業民生常任委員会に付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたいと存じます。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

和田博之議長 異議なしと認めます。

それでは、大綱的質疑を受けます。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

和田博之議長 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております「岬町基金条例の一部を改正する件」については、会議規則第

39条第1項の規定により、事業民生常任委員会に付託いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

和田博之議長 異議なしと認めます。よって、本件については、事業民生常任委員会に付託することに決しました。

和田博之議長 日程19、議案第124号「岬町廃棄物の減量化及び適正処理等の推進に関する条例の一部を改正する件」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。住民部長、白井保二君。

白井住民部長 日程19、議案第124号、岬町廃棄物の減量化及び適正処理等の推進に関する条例の一部を改正する件について、ご説明いたします。

提案理由といたしまして、粗大ごみ排出者等に係る受益者負担の適正化及び資源ごみの持ち去り防止を図る規定を定める必要が生じているため、本条例に所要の改正を行うものでございます。

それでは、改正内容についてご説明させていただきます。

改正条例及び新旧対照表もあわせてご参照願いたいと思います。

まず、第2条第2項に1号を加える改正につきましては、この条例における用語の定義に「資源物」を追加し、資源物とは、再利用を目的として町長が行う廃棄物の収集において、分別して収集する物と定義しております。

次に、第18条に第2項を加える改正につきましては、一般廃棄物の区分及び区分ごとの処理基準は、規則で定めることとしております。

この規定を受けまして、規則におきましては、家庭ごみは週2回収集を、ペットボトル及び空き缶、空き瓶については週1回収集などのごみの種類ごとに収集運搬する基準を定めることとしております。

次に、第18条の次に2条を加える改正規定につきましては、まず、第18条の2につきましては、一般廃棄物の排出方法に関する規定を追加するものであります。この規定は、ごみの種類ごとに市販のごみ袋または指定袋などを排出する方法を、その使用する袋の色、形状、容量、また、ごみ処理券シールを張る方法などについて、町長は具体的に指示することとしております。

また、第18条の3の規定については、第1項において、資源物の所有権は岬町に帰属することを、第2項においては、町又は町が指定する者以外の者は、資源物を収集運搬してはならない

ことを規定しております。

この規定により、各家庭から排出された資源物は岬町のものとなり、町または町が指定する者以外の者が、資源物を持ち去ることができなくなります。なお、今回の改正規定では、この規定を守らない者に対する罰則規定は盛り込んでおりませんが、この条例施行後において目に余る持ち去り行為につきましては、警察に告発することを検討する予定でございます。

次に、第26条の改正につきましては、第1項において、手数料を徴収する根拠となる地方自治法の規定の改正を、第2項を削除することにつきましては、手数料に加算する消費税の表示方法が、外税方式から内税方式に見直されたことに伴う改正でございます。

次に、第27条の改正につきましては、一般廃棄物処理業の許可について規定する国の廃棄物処理法の根拠となる規定を改正するものであります。

次に、第28条の改正につきましては、さきにご説明いたしました第26条の改正と同様に、消費税の表示方法を内税方式に見直されたことに伴う改正でございます。

次に、別表第1の改正につきましては、まず、し尿の欄につきましては、手数料に加算される消費税を内税方式としたため、改正前のくみ取り料金330円に消費税相当額10円を加算して、340円としており、今回の改正により住民負担額に影響はない内容となっております。

また、小動物の死体の処理手数料、特定家庭機器廃棄物におきましても、消費税を内税方式としたものであります。

次に、一般家庭から排出される家庭廃棄物につきましては、週2回の定時に収集するものは、引き続き無料とし、引っ越しなどの臨時に排出されるごみの収集運搬につきましては、積載量350キロの軽自動車1台につき3,000円を、積載量2トンの車1台につき9,000円の手数料を新たに設けております。

また、事業系一般ごみの処理手数料につきましては、現行の焼却コストを踏まえ、ごみ処理に係る事業者責任の明確化、及びごみ処理に係る事業者の受益と税負担の公正性を確保するため、今般、ごみ焼却処理量を100キログラムにつき900円とする改正を行うものであります。

次に、一般家庭から排出される粗大ごみ及び不燃ごみの収集運搬に係る手数料を新たに設けております。まず、粗大ごみにつきましては、縦、横、長さ、3辺の長さが3メートル以下のもの1点につき500円を、3辺の長さが3メートルを超えるものにつき1点につき1,000円の手数料を、また、容量45リットル以下の袋に入る不燃ごみ1個につき500円の手数料を徴収することとしております。

なお、これらの改正につきましては、粗大ごみなどの排出を抑制するとともに、粗大ごみ排出

量に応じた税負担の公平性を確保することを目的に導入するものでございます。

次に、別表2の改正につきましては、別表1におけます事業系一般廃棄物の処理手数料と同様とし、受益者負担の公平性を確保するため、手数料の額を100キログラムにつき900円とする改正を行うものであります。

最後に、附則といたしまして、この条例は、平成19年4月1日から施行することとしております。しかし、別表第1において、新たに手数料を徴収する粗大ごみ及び不燃ごみに係る改正規定につきましては、住民に対する改正内容を周知するために要する期間や、手数料徴収に係る準備事務などを考慮し、平成20年4月1日から施行することとしております。

以上が本条例の概要でございます。

本件につきましては、事業民生常任委員会に付託されるものと存じております。よろしくご審議の上、議決賜りますよう、お願い申し上げます。

以上でございます。

和田博之議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、事業民生常任委員会に付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

和田博之議長 異議なしと認めます。

それでは、大綱的質疑を受けます。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

和田博之議長 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております「廃棄物の減量化及び適正処理等の推進に関する条例の一部を改正する件」については、会議規則第39条第1項の規定により、事業民生常任委員会に付託いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

和田博之議長 異議なしと認めます。よって、本件については、事業民生常任委員会に付託することに決しました。

和田博之議長 お諮りいたします。日程20、議案第125号「岬町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する件」から日程21、議案第126号「岬町消防賞じゅつ金支給条例の一部を

改正する件」までの2件を一括議題にいたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

和田博之議長 異議なしと認めます。よって、日程20、議案第125号から日程21、議案第126号までの2件を一括議題にすることに決定いたしました。

それぞれ提出者から提案理由の説明を求めます。総務部長、中口守可君。

中口総務部長 日程20、議案第125号、岬町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明申し上げます。

提案理由といたしましては、国において非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が、平成18年9月26日に公布され、同日から施行されたため、本条例に所要の改正を行うものであります。

改正の内容であります。字句、文言等、また、基準の改正であります。少々時間をいただき、ご説明させていただきます。

お手元の新旧対照表をごらんください。

第5条第2項中「、次の各号に」を「、次に」改め、同項第1号中「別表第1」を「別表」に改める。

第6条中「、当該非常勤消防団員等に対して」を削る。

第8条中「、当該非常勤消防団員等に対して、」及び「、1日」を削る。

第8条の2を次のように改める。傷病補償年金として、第8条の2 非常勤消防団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより、負傷し、又は疾病にかかり、当該負傷又は疾病に係る療養の開始後1年6箇月を経過した日において次の各号のいずれにも該当する場合又は同日後次の各号のいずれにも該当することとなった場合には、町は、その状態が継続している期間、傷病補償年金を支給するというものでございます。

当該負傷又は疾病が治っていないこと。

当該負傷又は疾病による障害の程度が、次条第2項に規定する第1級から第3級までの各障害等級に相当するものとして規則で定める第1級、第2級又は第3級の傷病等級に該当すること。

傷病補償年金の額は、当該負傷又は疾病による障害の程度が次の各号に掲げる傷病等級のいずれに該当するかに応じ、1年につき補償基礎額に当該各号に定める倍数を乗じて得た額とする。

第1級では313倍、第2級では277倍、第3級では245倍となっております。

傷病補償年金を受ける者には、休業補償は行わない。

傷病補償年金を受ける者の当該障害の程度に変更があったため、新たに他の傷病等級に該当するに至った場合には、新たに該当するに至った傷病等級に応ずる傷病補償年金を支給するものとし、その後は、従前の傷病補償年金は支給しない。というものでございます。

第9条第1項を次のように改める。

和田博之議長 部長、この内容ね、今の話で、字句の修正だけで、内容は変わってないんか、その辺のところをきちっと言う方が、字句の修正だけでしたら、それは字句の修正だけということで、内容が変わってるか変わってないかということの方が、議会にとっては大事なんでね、その辺の説明をしてくれますか。

中口総務部長 わかりました。

次に、第9条第1項を次のように改めるということで、第9条としては、障害補償、旧では障害補償、同じなんですけども、字句、文言の修正のみでございまして、第2、第3、特に第3として、第1級、313倍等々の障害補償年金の額を明らかに定めておるところでございます。

次に、第9条第7項中ということで、これは単に字句の訂正、修正でございます。

以下、新旧対照表をごらんいただいた方が、私が説明するよりも明白であるというように思いますので、飛ばさせていただきます。

和田博之議長 以下については字句の修正だけということやね。

中口総務部長 はい。

田島乾正議員 長い条例改正で、担当、答弁しても、大変ご苦労されると思うので、説明者も省略したいと言うてますので、私ども、また事前にいただいて、私なりに確認しておりますので、簡潔な説明でいいと思いますので、その点、議長、運営上、よろしくお図り願いたいと思います。

和田博之議長 先ほども言いましたように、字句の修正は字句の修正ということで、内容が変わってなければ、その辺の旨をきちっと言うていただいたら、それで結構だと思います。

委員会に付託しますので、委員会の中では、またきちっと、字句をなぜ変えたかということも、また議論していきたいと思います。

中口総務部長 わかりました。だから、基本的には字句の訂正でございます。なぜ説明させていただこうかなと思ったんは、若干の障害傷病、大切な内容ですんで説明させていただこうかなと思ったんでございますが、よろしくご審議お願いします。

なお、改正後の規定ということで、平成18年4月1日から適用し、同日前に支給すべき事由

が生じた傷病補償年金、障害補償、介護補償及び遺族補償については、改正後の規定にかかわらず、なお、従前の例によるというものでございます。

ただし、改正後の第9条の2第1項第2号及び第3号の規定は、平成18年10月1日より適用することとしております。

なお、本件につきましては、総務文教委員会に付託と聞き及んでおります。よろしくご審議の上、議決賜りますよう、お願い申し上げます。

次に、日程21、議案第126号、岬町消防賞じゅつ金支給条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明申し上げます。

提案理由といたしまして、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が、先ほど言いましたように、平成18年9月26日に公布され、同日から施行されたため、本条例に所要の改正を行うものであります。

改正の内容といたしましては、本条例第3条第3号中「別表第3に掲げる障害の等級」を「第9条第2項に規定する障害等級」に改めるものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行し、平成18年10月1日から適用することとしております。

なお、本件は総務文教委員会に付託と聞き及んでおります。よろしくご審議の上、議決賜りますよう、お願い申し上げます。

和田博之議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、総務文教常任委員会に付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

和田博之議長 異議なしと認めます。

それでは、大綱的質疑を受けます。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

和田博之議長 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております日程20、議案第125号「岬町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する件」から日程21、議案第126号「岬町消防賞じゅつ金支給条例の一部を改正する件」までの2件については、会議規則第39条第1項の規定により、総務文教常任委員会に付託いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

和田博之議長 異議なしと認めます。よって、本件については、総務文教常任委員会に付託することに決しました。

和田博之議長 ここでちょっと注意しておきたいと思うんですけど、条例等の変更については、要旨をきちっと述べるようお願いしたいというふうに思います。

それでは、日程22、議案第127号「岬町立幼稚園条例の一部を改正する件」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。教育部長、岡田耕治君。

岡田教育部長 日程22、議案第127号、岬町立幼稚園条例の一部を改正する件について、ご説明します。

提案理由としましては、3歳児保育の実施、保育時間の延長など、幼稚園教育の充実のため保育料を改定したく、本条例に所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、平成19年4月1日から、岬町立幼稚園条例の第5条中「月額8,000円」を「月額9,000円」に改めるものでございます。

本件につきましては、総務文教委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますよう、お願い申し上げます。

和田博之議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、総務文教常任委員会に付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

和田博之議長 異議なしと認めます。

それでは、大綱的質疑を受けます。質疑ございませんか。田島議員。

田島乾正議員 これも私の担当委員会のものでないので、簡単にちょっとご説明願いたいと思います。

これは、過去、行政改革委員会でご説明受けた部分ですけども、料金値上げというのは、本当に住民にとったら痛い話でございまして、ただ、なぜ料金を値上げをせざるを得ないかと、そういうご説明、まず1点だけ、とりあえず。料金値上げの理由とか、その中身について披瀝願いたいと思います。

和田博之議長 岡田教育部長。

岡田教育部長 ただいまの田島議員のご質問にお答えします。

保育料の値上げにつきましては、集中改革プランにおいて、平成20年度に値上げを実施する予定になっておりました。今回、19年度から値上げをさせていただくにつきまして、まず、第1点目として、保育時間を延長する。これは、水曜日は午前11時まで預かっておりますが、これを午後の2時まで、月曜日から金曜日まで、ずっと通して午後の2時までお預かりするという改革と、それから、来年の4月から3歳児保育を実施するという改革を同時に行います。この改革に伴いまして、保育料を改定することのご理解をいただくべく、一層幼稚園教育の充実をしてみたいということで、今回提案させていただきました。

和田博之議長 田島議員。

田島乾正議員 保護者にとったら、より一層そういうサービスをいただくということ、本当にありがたい話です。そういうことでの値上げでしたら、当然、受益者負担ということで、値上げ率には納得するんですけども。ただ、前回の行政改革委員会での説明の中で、私が資料で確認したんですけども、泉佐野からずっと以南の各自治体では、月9,000円、トータル、年間何ぼという金額がずっと右にならえであるんですね。当町だけちょっと値上げ率が低かったということで、今回、この1,000円アップしたら、佐野からずっと泉南から全部肩並べるということで、そうですね。そういうことで、こういうサービスをされるんで、当然、これは受益者負担で、先ほども言うとおり、当然、これは税金で運営している事業ですので、いたし方ないですけど。値上げ率と、そして料金率は、佐野からずっと、一部除いて肩並べてますけども、サービス率も肩並べているのか、並べてないのか、その説明わかったら、お願いしたいんですけども。

今、教育部長が時間延長11時から14時までの分と、3歳児保育をすると。そういうようなもろもろのサービスのメニューは、同じ各自治体で金額一緒であれば、サービスのメニューも同一であるか、その点ちょっとご説明願いたいなど。

和田博之議長 岡田部長。

岡田教育部長 ただいまの田島議員の質問にお答えいたします。

サービスのメニューにつきましては、本町の幼稚園の教育というのは、ほかからも注目をされているところございまして、例えば親子登園といいまして、未就学園児とその保護者を月1回、登園させたり、その保育を行ったり、また、現在の4歳児につきましては、定員が33名ですけども、それを分割して手厚い保育を行っている。そのようなところで、ほかと比べましても、サービス内容については自信を持っているところでございます。

なお、今回、取り組みます3歳児保育につきましては、岸和田以南で、実際に3歳児保育を实

施しているところは田尻町だけでございまして、田尻町については、来年度、キャパシティの関係で、3歳児保育を打ち切らざるを得ないという状況があると聞いております。

そうしますと、岬町だけということになりますが、泉南市においては、実験的に、試験的に、10人だけを3歳児お預かりしている。そのような形態であるということを経南地区以南の保育の状況を伺っておりますので、保護者、住民の皆さんに喜んでもらえる保育内容ではないかと、そのように考えております。

以上です。

和田博之議長 部長、保育時間はどうか。

岡田教育部長 保育時間については、3歳児、4歳児、5歳児によって違いますけれども、一応4歳児、5歳児については、午後2時までが基本になっております。当町の場合は、月曜日、火曜日、そして木曜日、金曜日というふうにお預かりしてたわけですがけれども、水曜日については、園児の家庭で過ごす時間も確保するというので、11時で終わってございました。ただ、11時で降園させるという園についても、市町村によっては、年齢によって、また、その市町村によって、11時で帰している園もあると、そのように聞いております。

特に田尻町の場合だったら、3歳児については、4月、5月については午前中で帰すと、そのような取り組みをしているということで、時間についても他の市町村と比べて遜色ないのではないかと考えております。

以上です。

和田博之議長 田島議員。

田島乾正議員 わかりました。そういうメニューの運営ということで、これはあくまで総務委員会に付託される案件ですので、またその委員会でご審議すると思うんですけど、また最終の委員長報告の中で判断いたしまして、賛否の判断をしたいと思えます。

結構です。

和田博之議長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

和田博之議長 ないようですから、これをもって質疑を終結します。

ただいま議題となっております「岬町立幼稚園条例の一部を改正する件」については、会議規則第39条第1項の規定により、総務文教常任委員会に付託いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

和田博之議長 異議なしと認めます。よって、本件については、総務文教常任委員会に付託することに決しました。

和田博之議長 日程 23、議案第 128 号「岬町公民館条例の一部を改正する件」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。教育部長、岡田耕治君。

岡田教育部長 日程 23、議案第 128 号、岬町公民館条例の一部を改正する件について、ご説明します。

提案理由としましては、公民館使用料の適正化を図るため、本条例に所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、平成 19 年 4 月 1 日から、岬町公民館条例の第 7 条第 2 項を削り、別表を改めるものでございます。

新旧対照表をごらんください。

まず、第 7 条第 2 項を削りますのは 100 分の 5 を乗じて得た額を加算するとありますものをあらかじめ、別表の使用料に反映しておくことで、利用者にわかりやすくするためでございます。

次に、別表の新旧対照表でございますが、例えば老人室の場合、旧の使用料は、午前中 3 時間の使用料も、午後、夜間の 4 時間の使用料も同額の 300 円でした。新では、午前中の 300 円を基本に、時間に応じて、午後、夜間の使用料を 400 円とし、これに 100 分の 5 を乗じて得た額を加算しております。

また、括弧内の冷暖房使用料についても、一律 200 円のところ、時間に応じて、午前を 300 円を、午後、夜間を 400 円と適正化を図ることになっております。

さらに、括弧内の数字については、利用者にわかりやすいよう、使用料と冷暖房使用料を合計したものとしております。

以下の各室についても、このような原則に沿って改正しておりますが、次の 3 点が、原則外の改正となっております。

1 点目は、図書室、児童室については、使用料を取ることになじまないため、削除しております。

2 点目は、現在、和室 A・B については、2 室をあわせて使用されることがほとんどであるため、これら 2 室を一続きの部屋とし、和室 A とするよう改正します。この改正に伴い、新の和室

Aの午前中の使用料を旧の和室A・Bの合計額としております。

3点目の講堂につきましては、その面積の広さや附帯設備の充実にかんがみ、午前中の使用料を「2,000円」から「3,000円」に改正しております。

以上でございます。

本件につきましては、総務文教委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますよう、お願い申し上げます。

和田博之議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、総務文教常任委員会に付託の予定ですが、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

和田博之議長 異議なしと認めます。

それでは、大綱的質疑を受けます。質疑ございませんか。中原議員。

中原 晶議員 ちょっとわからないので、教えていただきたいと思うんですけども。新旧対照表のところで、旧のクラブ室はAとBがあるんですけども、これも1つになって、クラブ室という新の対照表の方で1つになっているのかという点をひとつお聞かせいただきたいのと、部屋によっては、金額が張るといふかね、値上げ率が高いところもあるように見受けられるんですけども、そのあたりで利用者数の減少とか、そのあたりの影響はいかがお考えか、2点にわたってお願いします。

和田博之議長 岡田教育部長。

岡田教育部長 中原議員の質問にお答えいたします。

先ほどの説明で、クラブ室についても、和室A・Bと同じ考え方でございます。これについては説明が抜けておりました。クラブ室A・Bを統合してクラブ室といたします。

それから、この公民館の使用料の改定に伴いまして、現在は午前中から夜間にかけて、ほぼフル稼働で各室をご使用いただいておりますが、適正化に伴って、若干利用者が減るのではないかと予想しておりますけれども、多くは公民館を拠点としたクラブの活動でございますので、そのクラブの協議会の方々とそれぞれご相談しながら、社会教育委員会にもお諮りし、これは条例ではございませんが、規則で減免という措置もございますので、社会教育委員会あるいは教育委員会に提案をする中で、できるだけ各クラブの活動が、この料金の改定によって下火になるということのないよう、配慮に努めてまいりたいと考えております。

和田博之議長 部長、それでね、和室の方のAが、これが旧の和室のA・Bを2つを1つにした

から、Aの方が高いんやね。

岡田教育部長 そうです。

和田博之議長 その質問も今あったんでね。

岡田教育部長 和室A・BがあわさってAになって、Cが新のB、Dが新のC、Eが新のDというふうに、順に送ることになっております。どうぞよろしくお願いいたします。

和田博之議長 中原議員。

中原 晶議員 今、値上げによって影響が出るかもしれないけれどもということで、理解を求めていきたいというお話でしたけれども、公民館というのは地域の社会教育施設ということで、だれでもが利用できるということが大切だと思うんですが、その点もかんがみて、もう一度お考えをお聞きしたいと思います。

和田博之議長 岡田教育部長。

岡田教育部長 ただいま中原議員がお示しのとおり、公民館というのは、地域住民にとっての活動の場であり、学習の場であるということは十分認識しております。

ただ、室料を取るということにつきましては、他の市町村においても、今回の改定に当たって、どのような料金システムになっているかということも比較いたしました。詳しくは委員会でご報告いたしますけれども、その他市町村の料金と比較しましても、大きな負担にならないと、そのような形で考えておりますので、特に比較した表ということについては委員会等でご説明さしあげますが、住民の方が今後も引き続いてですね、公民館を利用して、自分たちの学習、また活動を行っていただけるよう努めてまいりたいと考えております。

和田博之議長 ほかがございませんか。

(「なし」の声あり)

和田博之議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております「岬町公民館条例の一部を改正する件」については、会議規則第39条第1項の規定により、総務文教常任委員会に付託いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

和田博之議長 異議なしと認めます。よって、本件については、総務文教常任委員会に付託することに決しました。

和田博之議長 日程24、議案第129号「岬町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。町長、石田正弘君。

石田町長 日程24、議案第129号、岬町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件について、ご説明申し上げます。

岬町固定資産評価審査委員会委員の川島 至氏は、平成18年12月12日をもって任期満了となりますので、同氏の再任について議会の同意を求めるものでございます。

同氏の経歴につきましては、裏面をご参照いただきたいと思います。

以上のことから、同氏の選任についてご同意を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

和田博之議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。和田勝弘議員。

和田勝弘議員 固定資産評価審査委員の方々にはご苦労されていると思いますが、最近の3年間で、固定資産に対する不服申立書というんですか、苦情があったのかなかったのか。あれば年に何回ぐらいの件数があったのか。また、要件はどのような要件だったのか説明をいただきたいんですが。

和田博之議長 これ選任の話になるんで、ちょっと人事の話の方ですので、ちょっとなじまないというように思うんですけども、そのことについては。

和田勝弘議員 人事でございますけどね、今までに何遍もこういう評価委員のあれがあるんですけど、不服とか、そんなんあったのかなかったか聞く場所がなかったから。

(「議長、運営上」の声あり)

和田博之議長 田島議員。

田島乾正議員 和田議員の質問の意図はわかります。しかし、本件、これは人事案件を審議するんであって、町長の上程した部分についてのみでない、税とかいろんなものについては、これは当本人に関係ない話でございますので、まだ着任もしてないので、やっぱり本件は人事案件と該当者のみの質疑にとどめていった方が、運営上、好ましいと思います。

和田博之議長 谷本議員。

谷本 貢議員 ただいまの田島議員と意見は全く同じでございます。同時に手を挙げましたけど、全く同じ意見です。

和田博之議長 和田勝弘議員、この件については、そしたら後ほど理事者の方から和田勝弘議員の方に答弁するということでご理解をお願いしたいと。そういうことでよろしいですか。

本会議場ですから、今、案件でないところが何でも出るということになったらあかんという議員からの意見も出てますので、その件につきましては取り扱いを議事を終了後、直ちに理事者の方から和田勝弘議員の方に報告をするということでご了解願えますか。

和田勝弘議員 はい。

和田博之議長 それは、そういう取り扱いをさせていただきます。よろしくお願いします。

理事者の方では、恐れ入りますけども、本会議終了後、直ちに和田勝弘議員の方にその旨を報告し、詳細を、資料がありましたらお渡しするように、お願いしたいと思います。できれば、また議会の議長の方にも同じような資料を出していただいたら、ありがたいかと思います。

以上です。

それでは、ほかに質問ございませんか。

(「なし」の声あり)

和田博之議長 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は人事に関することですので、委員会付託及び討論を略したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

和田博之議長 異議なしと認めます。

これより議案第129号「岬町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件」を起立により採決いたします。

本件は、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

和田博之議長 満場一致であります。よって、議案第129号は、これに同意することに決定いたしました。

和田博之議長 日程25、議案第130号「岬町教育委員会委員の任命について同意を求める件」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。町長、石田正弘君。

石田町長 日程25、議案第130号、岬町教育委員会委員の任命について同意を求める件について、ご説明申し上げます。

岬町教育委員会委員 野間英子氏は、平成18年9月30日をもって辞職されましたので、同

氏の後任として野間泰輔氏を任命することについて、議会の同意を求めるものでございます。

同氏の経歴につきましては、裏面をご参照ください。

以上、よろしくご審議、そしてまたご同意を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

和田博之議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

和田博之議長 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は人事に関することですので、委員会付託及び討論を略したいと思えます。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

和田博之議長 異議なしと認めます。

これより議案第130号「岬町教育委員会委員の任命について同意を求める件」を起立により採決いたします。

本件は、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

和田博之議長 満場一致であります。よって、議案第130号は、これに同意することに決定いたしました。

和田博之議長 お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

和田博之議長 異議なしと認め、本日はこれにて延会することに決しました。

各常任委員さんには、委員会付託分の審議についてよろしくお願いをいたします。

なお、次の会議は、12月15日午前10時から会議を開きますので、ご参集ください。

なお、議事日程に変更のある場合は、午前9時30分から議会運営委員会、午前10時からの全員協議会終了後に会議を開きます。ということになりますと、新しい議案があった場合には、10時からの本会議ではなく、10時からの全員協議会、そして、その終了後に本会議という形になりますので、どうかご承知おきをいただきたいと思います。

どうも本日はご苦労さまでございました。

(午後2時12分 延会)

以上の記録が本町議会第4回定例会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

平成18年12月6日

岬町議会

議 長 和 田 博 之

議 員 奥 野 学

議 員 中 原 晶